

総務課の仕事を紹介します

総務課の仕事は、一般的な会社と同じようにその他の部署では扱わない事務の多くを扱う部署となっています。志太広域事務組合には議会もあり、その運営も行っています。そのほかに、組合全体の予算編成などの財政事務、消防職員の採用事務、資産管理・職員の労務管理・入札事務・出納事務など表紙ページでご紹介した組合の主要業務を支援する役割を果たしています。この広報志太広域の発行も総務課の業務の1つとなっています。



●志太広域事務組合議場です
議会では大事なことを決定します



●予算や決算書の作成を行います



●ポスターで消防職員採用をPR



●組合の事業を広報誌で紹介します



住宅用火災警報器の設置をお願いします!!

住宅用火災警報器は、就寝中などに火災が発生した場合、逃げ遅れを防ぐために有効な機器で、平成21年からすべての住宅に設置が義務付けられました。

今年は8月31日時点で二市の火災による死者が7名となっており、昨年1年間の1名をすでに上回っています。家族や自らの生命・財産を守るため必ず設置してください。

また、志太消防本部では、身体的な理由により、自ら設置できない方へ設置支援を行っています。希望される方は下記の間合先までご相談ください。



①事業概要

消防職員が、住宅用火災警報器の設置を行います。

②対象

焼津市・藤枝市に在住で、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難な方

③申込方法

電話、若しくは最寄りの消防署・分署へお越し頂き、設置場所や日程等の調整を行ってください。申込みに必要な持ち物はありません。

④注意事項

設置については無償ですが、事前に住宅用火災警報器の購入をお願いします。志太消防本部での販売、斡旋等は一切行っていません。設置は簡易的なものに限り、電気工事を伴うものは対象外です。

⑤詳細及び問合先

詳細は志太消防本部のホームページをご覧ください。

平成29年度

秋季全国火災予防運動

平成29年度 秋季全国火災予防運動が次のとおり実施されます。今年は例年に比べ、火災が多数発生しています。身の回りを再度確認し、火災を起こさないように注意しましょう。

実施期間

平成29年11月9日(木)から11月15日(水)まで
(11月9日は119番の日です。)

防火標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

③つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブや電化製品は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

④つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・放火を防ぐために、家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【問合先】 志太消防本部 予防課 TEL.054-623-0119